

(案)
契 約 書

- 契約件名 国際教養大学 SINET接続回線調達業務
- 契約期間 2024年4月1日（始期）から2029年3月31日（終期）まで（60ヶ月）とする。
- 契約金額

費 用
利用料金_____円（うち消費税及び地方消費税額金_____円）

※各月の支払いは別表「国際教養大学 SINET 接続回線調達業務月別支払内訳」のとおりとする。

- 契約回線及び契約帯域 別添「SINET接続回線調達業務仕様書 別紙 1 接続拠点一覧」の通り
- 契約保証金 国際教養大学契約事務規程 第22条第3号により免除

公立大学法人国際教養大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、SINET接続回線調達業務について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 乙は、本契約書及び別添「SINET接続回線調達業務仕様書」に基づきデータ通信回線サービスを提供し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（履行期間）

第2条 本契約の履行期間は、「2 契約期間」の通り

（支払方法）

第3条 乙は当該月の回線使用料に係る使用料をとりまとめ、甲に翌月以降に請求し、甲は乙から受領した請求書に不備が無い場合は、受領した月の月末までに所定の方法で使用料を支払うものとする。

2 甲は、乙から受領した請求書の内容が不相当であるときは、甲はその理由を明示して請求書を乙に返却することができる。この場合においては、甲が当該請求書を返却した日から是正した適当な請求書を受領した日までの日数は、支払期日を延長するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第4条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合には、この限りではない。

（消費税）

第5条 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合は、上記消費税等額は変動後の税率により計算することとし、契約書を変更するものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、書面により事前に甲の承諾を得たときにはこの限りではない。

(契約の解除)

第7条 乙が正当な理由なくこの契約の各条項に違反したとき、又は甲が本契約を全部履行する見込みがないと認めたときは、甲は、何らかの催告を要せず本契約を解除することができるものとする。この場合において乙に損害が生じて、甲はこれを一切賠償する責任を負わないものとする。

(契約履行における基本原則)

第8条 乙は、本契約を履行するにあたり、甲が公益事業者として重大な社会的責任を負うものであることを深く認識のうえ、人身の安全、施設事故の防止、公害の防除および環境の保全に万全を期さなければならない。

- 2 乙は、本契約の履行にあたり、関連する諸法令、社会規範、規格および基準を遵守しなければならない。
- 3 乙は、下請負人に対して本契約による乙と同等の義務を課するものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、乙の使用人が甲の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

- 2 乙の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律平成3年法律第77号。以下「法」という。）（第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 3 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- 4 乙又は乙の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 5 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- 6 乙又は乙の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 7 前項の規定により契約が解除された場合においては、第7条の規定を準用する。

(中途解約及び違約金)

第10条 甲は「2 契約期間」の終期前までに回線契約を解除する場合は、残余期間に相当する回線費用を一括で乙に支払うものとする。なお、契約を更新した場合の終期は各年の3月31日とする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第11条 乙は本契約に基づく回線サービスの提供ができなかったときは、損害金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による損害金は、乙の契約約款に準じるものとする。

(契約の変更)

第12条 甲又は乙は、経済事情の変動その他やむを得ない事情により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面によりその相手方に申し出ることとし、契約の変更を必要とするときは甲乙協議の上、変更することができる。

(約款の準拠)

第13条 この契約に定めのない事項については、乙の契約約款に準じるものとする。

(協議)

第14条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

この契約書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所 〒010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿岳 193-2
法人名 公立大学法人国際教養大学
代表者名 理事長 モンテ・カセム 印

乙 住所
会社名
代表者名 印

別表

国際教養大学SINET接続回線調達業務 月別支払内訳

2024年度

年月	利用料金	消費税額及び 地方消費税額	合計
2024年 4月			
2024年 5月			
2024年 6月			
2024年 7月			
2024年 8月			
2024年 9月			
2024年 10月			
2024年 11月			
2024年 12月			
2025年 1月			
2025年 2月			
2025年 3月			
年度合計			

2025年度

年月	利用料金	消費税額及び 地方消費税額	合計
2025年 4月			
2025年 5月			
2025年 6月			
2025年 7月			
2025年 8月			
2025年 9月			
2025年 10月			
2025年 11月			
2025年 12月			
2026年 1月			
2026年 2月			
2026年 3月			
年度合計			

2026年度

年月	利用料金	消費税額及び 地方消費税額	合計
2026年 4月			
2026年 5月			
2026年 6月			
2026年 7月			
2026年 8月			
2026年 9月			
2026年 10月			
2026年 11月			
2026年 12月			
2027年 1月			
2027年 2月			
2027年 3月			
年度合計			

2027年度

年月	利用料金	消費税額及び 地方消費税額	合計
2027年 4月			
2027年 5月			
2027年 6月			
2027年 7月			
2027年 8月			
2027年 9月			
2027年 10月			
2027年 11月			
2027年 12月			
2028年 1月			
2028年 2月			
2028年 3月			
年度合計			

2028年度

年月	利用料金	消費税額及び 地方消費税額	合計
2028年 4月			
2028年 5月			
2028年 6月			
2028年 7月			
2028年 8月			
2028年 9月			
2028年 10月			
2028年 11月			
2028年 12月			
2029年 1月			
2029年 2月			
2029年 3月			
年度合計			

以下参考

	保守費用	消費税額及び 地方消費税額	合計
入札金額			
A. 入札金額を 5で除した金額			
B. Aの金額から小数点 以下を切り捨て、さらに 5を乗じた金額			
C. Bと入札金額の 差額			
D. 入札金額を 60で除した金額			
E. Dの金額から小数点 以下を切り捨て、さらに 60を乗じた金額			
F. Eと入札金額の 差額			